

## 作成ガイド素案

# 目次

はじめに.....	3
序章 環境報告の背景情報.....	3
1. 持続可能な社会とは何か.....	3
2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響.....	3
第1章 環境報告の考え方.....	4
1. 環境報告とは何か.....	4
2. 環境報告の開示媒体.....	4
3. 環境報告で開示する情報の特性.....	4
第2章 環境報告の作り方.....	5
1. 環境報告の基礎情報.....	5
(1) 基本的要件.....	5
(2) 主な業績評価指標の推移.....	5
2. 環境報告の記載事項.....	6
(1) 経営責任者のコミットメント.....	6
(2) ガバナンス.....	7
(3) ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	13
(4) リスクマネジメント.....	14
(5) ビジネスモデル.....	15
(6) バリューチェーンマネジメント.....	20
(7) 長期ビジョン.....	25
(8) 戦略.....	26
(9) 重要な環境課題の特定方法.....	27
(10) 事業者の重要な環境課題.....	33

1 はじめに

2 序章 環境報告の背景情報

3 1. 持続可能な社会とは何か

4 2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響

5

6 (作成中)

7

8

9	第1章 環境報告の考え方
10	1. 環境報告とは何か
11	2. 環境報告の開示媒体
12	3. 環境報告で開示する情報の特性
13	
14	(作成中)
15	
16	

17 第2章 環境報告の作り方

18 1. 環境報告の基礎情報

19

20 (1) 基本的要件

21

22 (2) 主な業績評価指標の推移

23

24 (作成中)

25

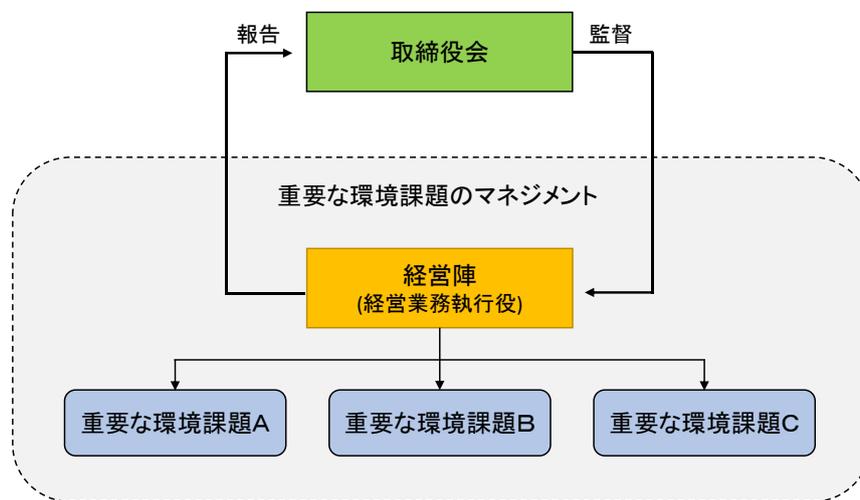
26	<b>2. 環境報告の記載事項</b>
27	
28	(1) 経営責任者のコミットメント
29	
30	(作成中)
31	

32 (2) ガバナンス

33 カバナンスの意義

- 34 ✓ ガバナンスは、組織の所有者が組織行動を制御するための仕組みであり、組織を目的達成に向けて適切に行  
35 動するように誘導し、その長期的な維持・存続・発展を可能にするために採られる、すべての統治・支配行  
36 為を指しています。
- 37 ✓ 環境報告ガイドラインでは、ガバナンス情報を環境報告の記載事項としていますが、そのガバナンスの意味  
38 する行為とは、「事業者の会社組織が、事業活動の直接的・間接的な環境に与える重大な影響を漏れなく識  
39 別し、それらを適切に管理すること（重要な環境課題のマネジメント）により、持続可能な社会への移行プ  
40 ロセスにおいて、自らも持続的な成長を遂げられるように、取締役会が必要な監督責任を果たすこと」です。
- 41 ✓ ガバナンスの効いている組織では、重要な環境課題のマネジメントを長期的に一貫して継続することが可能  
42 になり、持続可能な社会で受け容れられるビジネスモデルの確立を容易にします。
- 43 ✓ 事業者の組織が株式会社である場合、ガバナンスの主体は株主ですが、会社組織上は、株主によって選任さ  
44 れた取締役を構成員とする取締役会がガバナンスの実行組織であり、重要な環境課題の管理権限を委譲され  
45 た経営陣による、重要な環境課題のマネジメントに関する業務執行を監督します。

46 図表 重要な環境課題のガバナンス体制



53 カバナンス情報の必要性

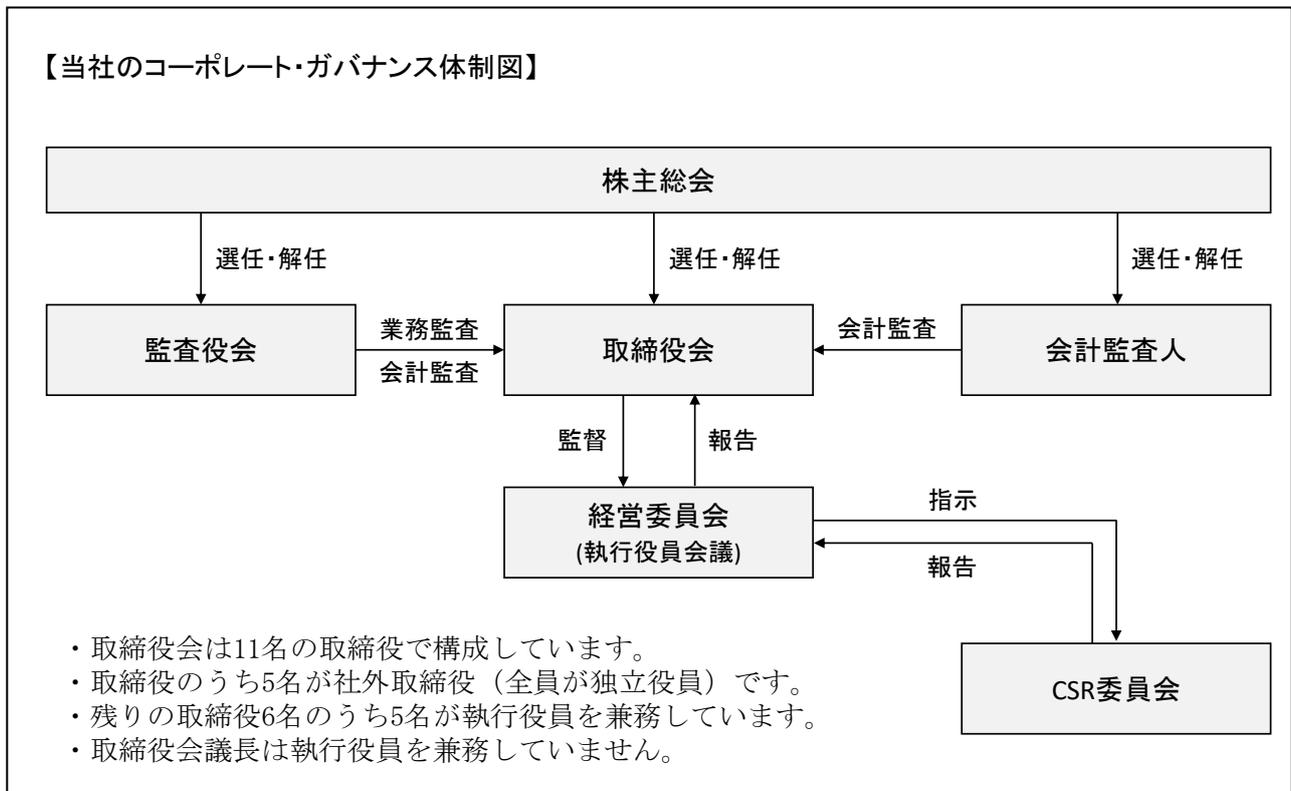
- 54 ✓ 持続可能な社会への移行プロセスにおいて、重要な環境課題のマネジメントは、従来型の事業エリアを中心  
55 とする環境マネジメントとは異なり、時間的、空間的、また取引関係においても、著しく対象範囲の拡大を  
56 迫られています。

- 57 ✓ それは重要な環境課題のマネジメントが持続可能な社会への移行と密接に関わっているからです。持続可能  
58 な社会への移行が進めば、事業者は有限な資源・エネルギーへの依存から脱却を迫られることになり、その  
59 状況への適応自体が重要な環境課題になる場合も少なくありません。また、環境規制の増加・厳格化や事業  
60 者の環境マネジメントに対する社会的期待の増大によって、重要な環境課題のマネジメントは、質と量の両  
61 面で事業者にとって負担の大きい業務になることが予想されます。
- 62 ✓ 業種・業態・事業規模等の違いに関係なく、いかなる事業者も持続可能な社会への適応を回避することは  
63 できません。事業活動が持続可能な社会に適しないものであれば、事業者の持続的な成長も困難になるため、  
64 事業者の会社組織が長期的に維持・存続・発展を目指そうとすれば、ビジネスモデルの転換も含めて、持続  
65 可能な社会への移行に向けた適応措置を講じる必要性が生じます。もちろん、環境配慮型製品・サービスを  
66 主力に事業展開する事業者にとっては、持続可能な社会への移行が大きなビジネス機会をもたらすことも事  
67 実です。
- 68 ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたって不規則に進展するプロセスです。そのため、重要な環境課題の  
69 マネジメントにも長期的な視点が必要になり、戦略の見通すべき視野の範囲は、時間的に大幅な拡大を余儀  
70 なくされます。また、重要な環境課題のマネジメントは事業者の全社的な組織行動なので、これを長期的に  
71 一貫した戦略で継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の確立が不可欠になります。
- 72 ✓ 重要な環境課題のマネジメントは、事業エリアを越えて、バリューチェーン全体に対象範囲を拡大します。  
73 重要な環境課題は、事業活動の直接的な影響だけでなく、事業活動が間接的に環境に与える重大な影響まで  
74 含むため、取引関係に起因してサプライチェーンで発生する環境課題や販売された製品・サービスの使用・  
75 廃棄段階で発生する環境課題も、事業者の環境マネジメント範囲に含まれる可能性があるからです。これ  
76 が取引関係による対象範囲の拡大です。
- 77 ✓ 環境マネジメントの対象範囲を事業エリアだけに留めるのであれば、事業者の負うべき環境責任が他の経済  
78 主体に転嫁されて、重要な環境課題のマネジメントは十分に機能しなくなり、結果として、持続可能な社会  
79 の実現も困難になります。こうした事態をもたらさないためにも、会社組織を持続可能な社会に適させる  
80 ガバナンスの存在が必要です。
- 81 ✓ 事業者が企業集団を構成する場合、従来型の事業エリアを中心とする環境マネジメントにおいても、事業エ  
82 リアの範囲には親会社だけでなく、原則としてすべての子会社を含みます。しかし、我が国の実務では、企  
83 業集団全体を一元的な環境マネジメントでカバーする事業者は、それほど多くないのが実情です。その上で  
84 重要な環境課題のマネジメントをバリューチェーン展開しようとするれば、各子会社のバリューチェーンをマ  
85 ネジメント範囲に含めることになって、環境マネジメントの対象範囲が空間的に拡大し、現場での対応は著  
86 しく困難になります。これもまた組織全体のガバナンスに帰着する問題なのです。
- 87 ✓ このように、重要な環境課題のマネジメントが適切に実施される前提として、健全なガバナンス体制の確立  
88 が不可欠であり、ステークホルダーが環境報告を正しく理解しようとするれば、報告主体である事業者のガバ  
89 ナンスは欠くことのできない重要な情報になります。

90 報告事項

91 ① 事業者のガバナンス体制

- 92 ✓ コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。その際、監査役会設置会社、指名委員会  
93 等設置会社、監査等委員会設置会社などの会社法上の機関設計（解説書を参照のこと）について説明すると  
94 共に、ガバナンス体制の健全性に関する情報を付記します。
- 95 ✓ ガバナンス体制の健全性は、事業者が採用した会社法上の機関設計が有効なガバナンスを提供していること  
96 を示す特性で、1) 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離、及び2) 取締役会の独立性、によって  
97 説明します（解説書を参照のこと）。
- 98 ✓ 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離では、1) 取締役会議長と代表執行役社長のような最高経  
99 営責任者の兼務状況、2) 取締役会の構成メンバーのうち、業務執行役を兼務する取締役と兼務しない取締  
100 役の人数を、それぞれ記載します。また、当初の機関設計では含む必要のない業務執行役員を、取締役とは  
101 別に選任し、監督機能と業務執行機能を実質的に分離している会社の場合は、その旨を記載します。
- 102 ✓ 取締役会の独立性については、取締役会の人数、社外取締役の人数、独立役員に指定されている社外取締役  
103 （解説書を参照のこと）の人数を、それぞれ記載します。



105 ② 重要な環境課題の管理責任者

106 ✓ 事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を、会社組織上の職名で記載します。氏名やその  
107 他の属性を記載する必要はありません。

108 開示例

・重要な環境課題の管理責任者は CSR 委員会委員長を務める代表執行役社長です。

109 ③ 重要な環境課題の管理における取締役会及び業務執行組織の役割

110 ✓ ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会の行動を監視する仕組みであるため、  
111 ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にす  
112 ることが重要です。

113 ✓ まず、取締役会が重要な環境課題のマネジメントについて、どのように監督しているかを説明します。その  
114 際に、1) 重要な環境課題のマネジメントについて、どの程度の頻度とルートで情報を入手しているか、2) 重  
115 要な環境課題への対応に関して設定された目標の達成度をどのように監督しているか、3) 長期ビジョンや

116 中期経営計画を立案する際に、重要な環境課題をどのように配慮しているかについて、報告主体の会社単体  
117 だけでなく、支配する企業集団全体に対する監督状況もわかるように言及します。

118 ✓ 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、または監査役会設置会社で取締役会に委員会を任意で設置  
119 する会社であって、重要な環境課題のマネジメントに関する監督機能を、それらの各種委員会が所管する場  
120 合は、それらの委員会を前項の「取締役会」に読み替えます（以下同じ）。

121 ✓ 経営責任者が重要な環境課題のマネジメントに関する権限を、環境委員会や CSR 委員会等の他の業務執行  
122 組織に委譲している場合は、その重要な環境課題のマネジメントを所管する業務執行組織（所管組織、以下  
123 同じ）の役割を説明します。その際に、1) 所管組織の名称と会社組織上の位置付け、2) 所管組織が重要な  
124 環境課題のマネジメント結果について経営責任者に報告する手順（報告しない場合は、その旨）、3) 経営責  
125 任者が所管組織から報告を受けた重要な環境課題のマネジメント結果について取締役会に報告する手順（報  
126 告しない場合は、その旨）に言及します。

127 開示例

128

**【重要な環境課題のマネジメントに関する取締役会の役割】**

- ・持続可能な社会への早期適応と重要な環境課題の適切なマネジメントは当社の基本理念であり、それらに関する目標は長期ビジョン及び中期経営計画に反映されています。
- ・取締役の報酬制度は重要な環境課題のマネジメントに関する目標の達成度に連動しています。
- ・取締役会は経営委員会から 4 半期ごとに重要な環境課題のマネジメント状況について報告を受けます。

129

**【重要な環境課題のマネジメントに関する経営委員会（執行役員会議）の役割】**

- ・持続可能な社会への適応戦略と重要な環境課題のマネジメントは、経営委員会の下に設置された CSR 委員会が所管しています。
- ・CSR 委員会の業務遂行状況は、月に一回、経営委員会に報告します。

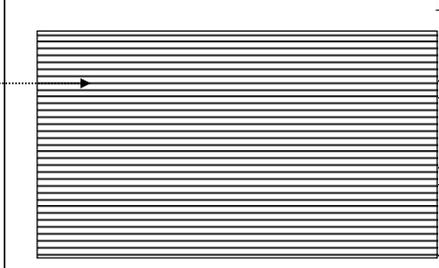
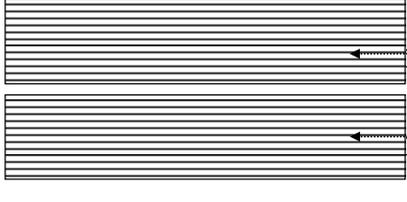
130

131

132

133 先進的な実例 A

先進的な実例 B・C

① 事業者のガバナンス体制	134
③ 重要な環境課題のマネジメント に関する取締役会の役割	135
	
実例A (後日適切な実例に差しかえ)	139
	
② 重要な環境課題の管理責任者	142
③ 重要な環境課題のマネジメント に関する業務執行組織の役割	143
	144

145 (3) ステークホルダーエンゲージメントの状況

146

147 (作成中)

148

149

150 (4) リスクマネジメント

151

152 (作成中)

153

154

155 (5) ビジネスモデル

156 ビジネスモデルの意義

157 ✓ ビジネスモデルとは、事業者が、独自の差別化要因を事業上の競争力にして、長期間にわたって製品やサー  
158 ビスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みのことを指しています。

159 ✓ それは、事業者が、どのような事業活動を、どのような目的で、どのように行い、そこからどんな成果を得  
160 ているのかという、事業の全体像を示す情報であり、それを簡潔に図式化したものがビジネスモデルです。

161 ✓ ビジネスモデルがどのようなものかについては、これまで様々な実務や考え方<sup>1</sup>がありました。しかし、近  
162 年は、その仕組みを、「投入資源 (inputs)」「事業活動 (business activities)」「産出物 (outputs)」「成果  
163 (outcomes)」の一体的なシステムとして表現する<sup>2</sup>ことが多くなっています。このシステムは、事業を営む  
164 ために事業者が採用した一連の行動体系であり、事業者が固有の事業活動によって投入資源から産出物を生  
165 産し、その財務的な成果が自らの持続的成長を支えると共に、社会的にも一定の成果を産み出す、競争的な  
166 仕組みとして理解されています。

167 ✓ 英国では、2013年から上場会社に対してビジネスモデルの開示を義務付けており、EU全体でも、2017年  
168 から上場会社に同様の義務を課しています。また、国際統合報告理事会 (IIRC) の国際統合報告フレームワ  
169 ークでは、ビジネスモデルを統合報告の基本的な8構成要素 (content elements) に含めています。

170 ビジネスモデル情報の必要性

171 ✓ 環境報告にビジネスモデル情報が必要な理由は、事業者とステークホルダーの双方にとって、重要な環境課  
172 題に付帯するリスクや機会の所在を把握・理解する上で、有力な支援情報となるからです。

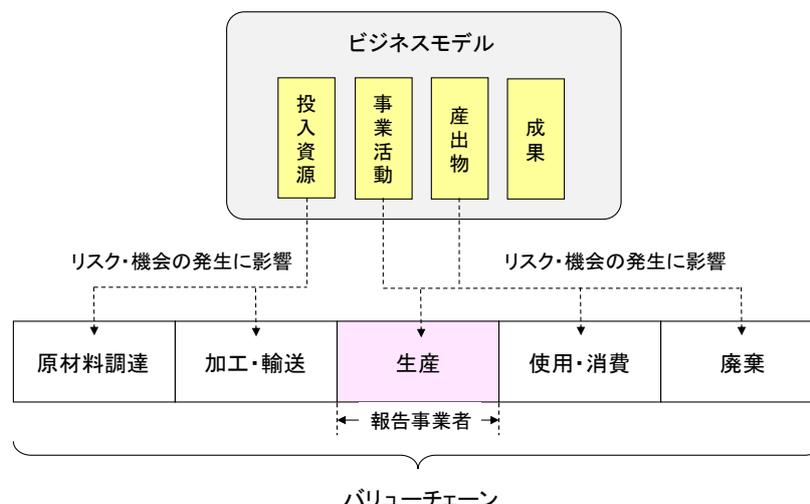
173 ✓ 環境報告は、事業者が持続可能な社会へ適応する中で重要な環境課題にどう対応するのかをステークホルダ  
174 ーに伝えるのが役割ですが、そこにはビジネスモデルが密接に関係しています。ビジネスモデルが描写する  
175 事業者の価値創造プロセスには固有のリスクがあり、それが重要な環境課題の発生に関連する場合は少なく  
176 ありません。

---

<sup>1</sup> Financial Reporting Council, Business model reporting, October 2016, p.20.

<sup>2</sup> International Integrated Reporting Council, Business model: Background paper for <IR>, March 2013.

図表2 ビジネスモデル固有のリスク・機会



177 ✓ たとえば、化石燃料をエネルギー源とする事業活動が主体であるビジネスモデルでは、持続可能な社会への  
 178 移行につれて化石燃料の利用が制約を受けるようになり、そのままでは円滑に事業活動を進められなくなる  
 179 おそれがあります。このようなビジネスモデルには持続可能な社会での持続性はありません。また、原材料  
 180 生産に大量のエネルギーを必要とするか、または希少な生態系サービスを利用するなど、環境負荷の重い資  
 181 源に依存するビジネスモデルの場合は、それがビジネスモデル固有のリスクとなって、バリューチェーン上  
 182 流（川上）で重要な環境課題に直面する確率を高くします。

183 ✓ もちろん、収益力のある環境配慮製品のラインナップが豊富であったり、バリューチェーン全体で重要な環  
 184 境課題が発生するリスクの低いビジネスモデルの場合は、持続可能な社会への移行によって新たな収益機会  
 185 がもたらされることも多いと考えられます。

186 ✓ また、ビジネスモデルは価値創造プロセスに固有のリスクをバリューチェーン全体で識別することを容易に  
 187 するので、事業者にとっては重要な環境課題の特定が適切に行われたことを客観的に示す根拠として、また、  
 188 ステークホルダーにとっては重要な環境課題の特定結果を正しく評価するための有効なツールとして、それ  
 189 ぞれ環境報告の有用性を高めるのに貢献します。

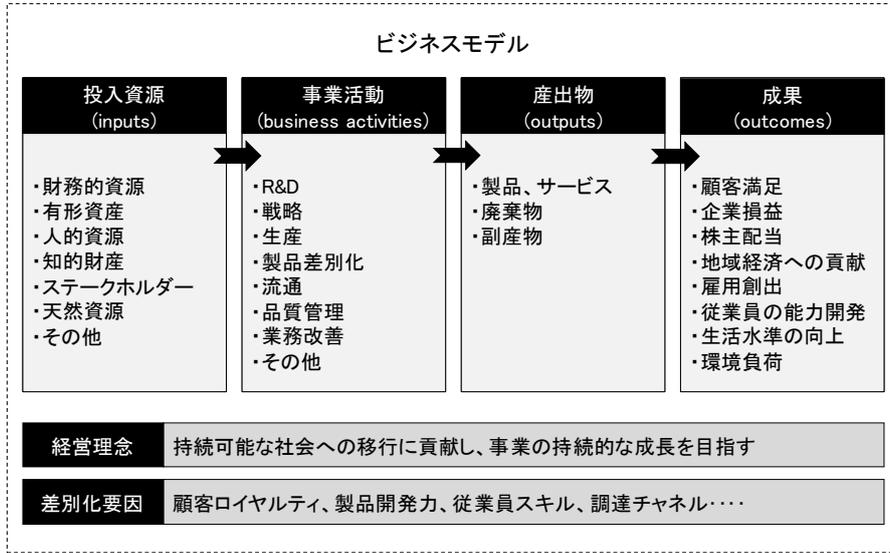
190 **報告事項**

191 ① 事業者のビジネスモデル

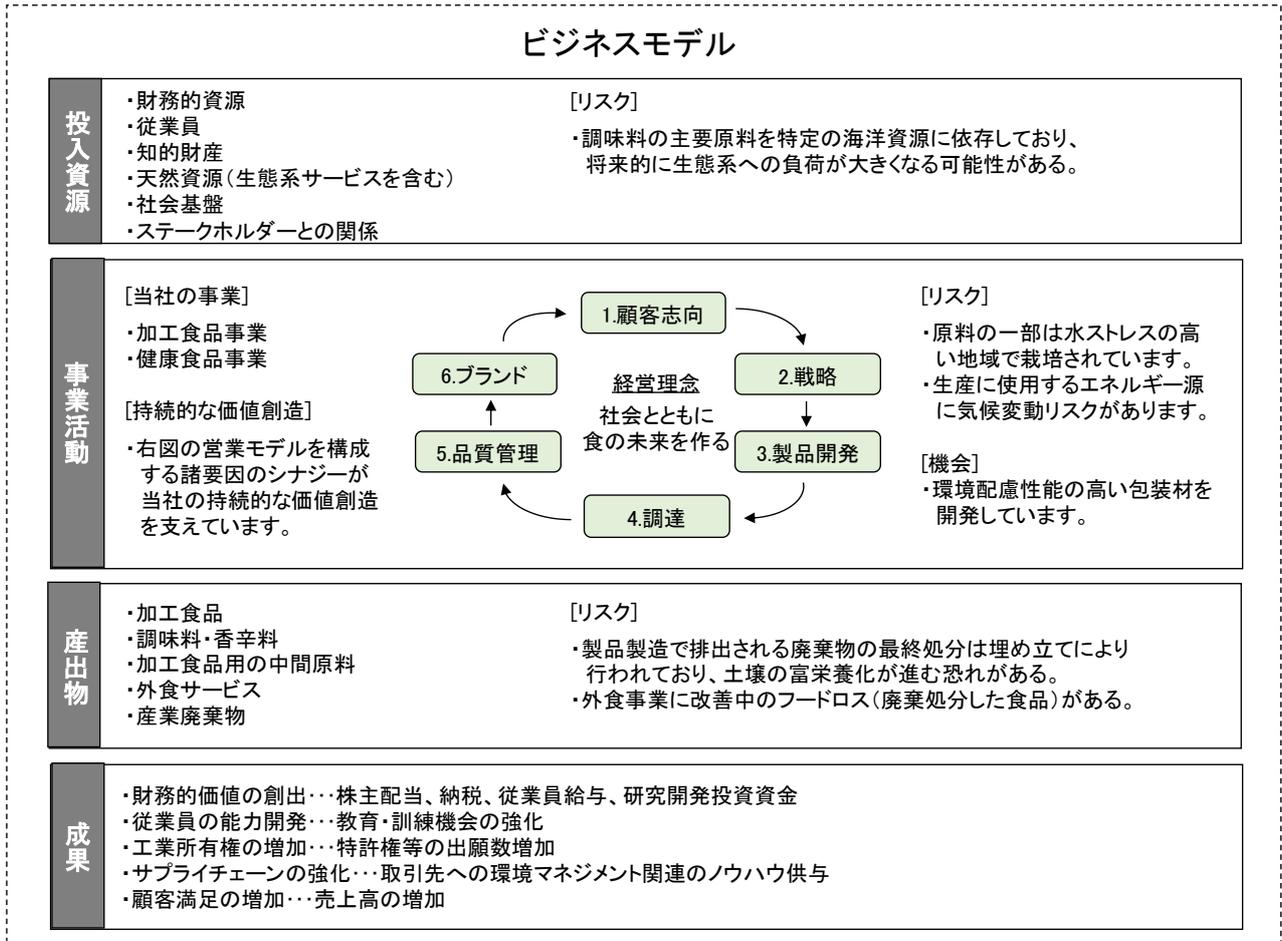
192 ✓ ビジネスモデルの報告にあたっては、ビジネスモデルを 1) 投入資源、2) 事業活動、3) 産出物、4) 成果の  
 193 各要素から構成し、それらが短・中・長期のいずれの期間においても有効に機能する価値創造システムとし  
 194 て統合的に一体化していること、さらに、持続的に価値を産み出すメカニズムになっていることを説明しま  
 195 す（それらの詳細は解説書を参照して下さい）。その際に図式化するなどの視覚的にわかりやすい方法で説  
 196 明することが重要です。

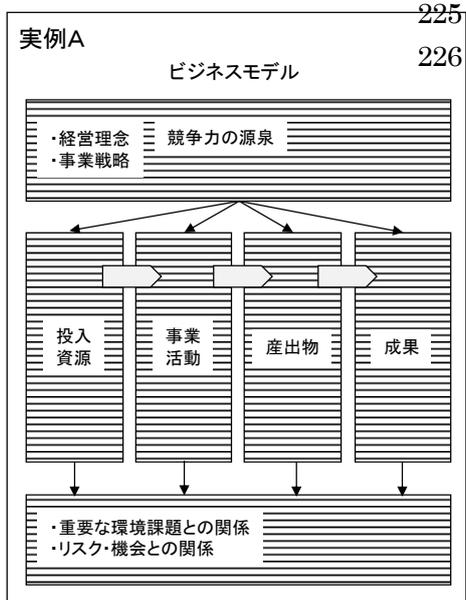
- 197 ✓ 事業者がビジネスモデルの異なる複数の事業を営んでおり、その全体についてビジネスモデルを作成するの  
198 が困難な場合は、それらの中から主な事業または製品・サービスをひとつ選び、そのビジネスモデルを説明  
199 します。
- 200 ✓ 各構成要素を説明する際の留意点は次の通りです。
- 201 ・投入資源・・・財務的資源、人的資源、天然資源、有形資産、無形資産（ブランド、技術、ノウハウ等）、社  
202 会基盤、社会（サプライヤー、株主、顧客、その他のステークホルダー）との関係などが含まれます。と  
203 くに特定の投入資源に依存するビジネスモデルの場合は、その旨と依存の程度（可能な限り定量的に）に  
204 ついても言及します。また、投入資源に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、  
205 その旨を併記します。
- 206 ・事業活動・・・投入資源を産出物に変換する活動であり、事業戦略、経営計画、製品開発、資材調達、マー  
207 ケティング、販売、アフターサービス等の各プロセスによって財務的収益を産み出す構造を説明します。  
208 事業者がバリューチェーンや市場の中で担う役割を説明すると共に、販売する製品・サービスを市場の中  
209 で差別化する特殊な要因がある場合は、その要因と差別化のメカニズムについても説明します。事業活動  
210 に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
- 211 ・産出物・・・事業活動によって生産された主な製品・サービスについて説明します。事業活動から排出され  
212 た廃棄物や副産物がある場合は、それらも産出物に含めます。
- 213 ・成果・・・事業活動と産出物が事業者とステークホルダー・社会に及ぼす有形・無形の影響について説明し  
214 ます。とくに、産出物に含まれる廃棄物や副産物の処理だけでなく、製品・サービスの使用・廃棄から重  
215 要な環境課題が発生したり、リスク・機会がもたらされる場合には、その旨と環境への影響度（可能な限  
216 り定量的に）について説明することが重要です。
- 217 ✓ ビジネスモデルを説明する際に、他の報告事項、たとえば戦略、バリューチェーンマネジメント、ステーク  
218 ホルダーエンゲージメントの状況、事業者の重要な環境課題との関連性が重要な場合には、その旨も記述し  
219 ます。  
220

221 開示例 A



222 開示例 B





## 227 (6) バリューチェーンマネジメント

228

### 229 バリューチェーンマネジメントの意義

230 ✓ 環境報告ガイドラインが環境報告の記載事項とするバリューチェーンマネジメントは、環境報告を行う事業  
231 者が、製品・サービスのバリューチェーン全体で重要な環境課題と付帯するリスクを識別し、それらに対応  
232 して環境負荷を削減・低減するため行う諸活動を意味しています。また、環境配慮製品・サービスの供給を  
233 通じて、バリューチェーン下流（川下）で環境負荷を削減・低減し、同時に事業者にとっては収益機会を産  
234 み出す活動も、このバリューチェーンマネジメントに含めます（バリューチェーンとバリューチェーンマネ  
235 ジメントの詳細については解説書を参照して下さい）。

236 ✓ バリューチェーン全体で重要な環境課題に対応する理由は、重要な環境課題が、事業活動の直接的・間接的  
237 な環境への影響の中から、事業者が自らの判断に基づいて、重要性の高い課題を特定するものだからです。  
238 そこには事業活動の間接的な影響、つまり事業者の取引関係を通じてバリューチェーンの川上または川下で  
239 発生する環境課題まで含まれることとなります。しかし、従来型の環境マネジメントは、主として事業者の  
240 事業エリアを中心に運用されるため、重要な環境課題の発生場所が事業エリアを越えてバリューチェーン全  
241 体に拡散する状況では、環境マネジメントの適用範囲もバリューチェーン全体に拡大しなければなりません。  
242 この適用範囲を拡大するために行われる様々な取組がバリューチェーンマネジメントです。

243 ✓ バリューチェーンマネジメントとして一般的な実務は、川上向けのグリーン調達と川下向けの環境配慮製  
244 品・サービスの供給ですが、それ以外にもサプライヤーと協働で構築・運用する環境マネジメント体制（川  
245 上）や製品・サービスの使用・消費段階における環境負荷を削減するための消費者向け広報活動（川下）な  
246 ど、様々な取組が開発されています。

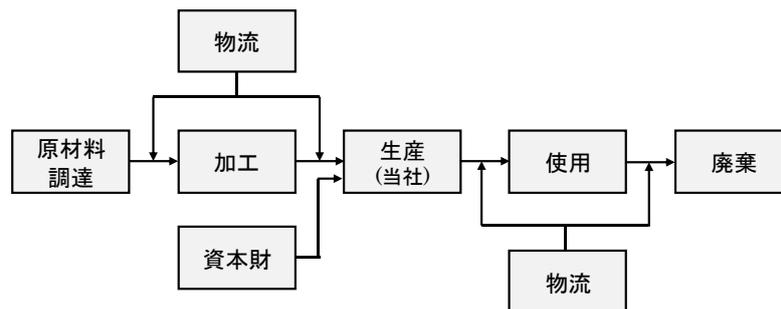
### 247 バリューチェーンマネジメント情報の必要性

248 ✓ バリューチェーンを製品・サービスに付加価値を付与する諸活動の連鎖として見れば、バリューチェーンは、  
249 事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービ  
250 スや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成されることとなります。川上、川下のい  
251 んれにおいても、それぞれの活動はエネルギー・資源を消費し、放出物や廃棄物等を排出して、潜在的な環境  
252 負荷の発生源になっています。また、事業者が採用するビジネスモデルの種類によっては、バリューチャー  
253 ン全体にわたってさらに多くの環境負荷を与え、重要な環境課題の発生を促すことも少なくありません。も  
254 ちろん、環境負荷が相対的に少ないか、環境負荷の削減に貢献するビジネスモデルの場合は、事業者に収益  
255 機会をもたらすことがあります。

256 ✓ バリューチェーンは製品・サービスに付加価値を付加する経済主体（組織・個人）の連鎖として見ることも  
257 できます。その場合、バリューチェーンは、事業者以外に、川上のサプライヤー（原材料生産者、物流サー  
258 ビス提供者、加工業者等）と川下の販売業者や最終消費者等から構成されますが、これらの経済主体はい  
259 ずれも生産活動や消費活動を営んでおり、やはり環境負荷の発生と深く関わっています。

- 260 ✓ こうした事業エリアを越えたバリューチェーンで発生する重要な環境課題と付帯するリスク・機会は、バリューチェーンが膨大な活動や経済主体の連鎖で構成される複雑なネットワークであるために、それらを識別することが著しく困難になっているという問題を抱えています。識別できない環境課題やリスク・機会は適切にコントロールすることができないので、バリューチェーン川上・川下での環境負荷が事業エリアで発生する環境負荷よりも大きくなってしまいうケースは少なくありません。たとえば、温室効果ガスのスコープ3排出量がスコープ1排出量とスコープ2排出量の合計よりも著しく大きくなるようなケースです。

図表1 バリューチェーンのネットワーク



- 266 ✓ このようなバリューチェーンの特性を踏まえると、バリューチェーンマネジメント情報は膨大で複雑なネットワークの透明性を向上させて、識別できなかった（つまり、見えなかった）重要な環境課題やリスク・機会をあぶり出し、そこで何が起こり、それに対して事業者がどのように対応しているのかを正しく理解する上で、きわめて有効な手段になることがわかります。事業者にとっては、重要な環境課題についての環境マネジメントがバリューチェーン全体で適切に行われていることを点検する手段として、また、ステークホルダーにとっては、環境報告で伝えられる情報の信頼性を向上させる手段として、バリューチェーンマネジメント情報は環境報告に不可欠な情報要素になっています（バリューチェーンマネジメント情報の必要性についての詳細は解説書を参照して下さい）。

- 274 ✓ 環境報告ガイドラインでは、バリューチェーンマネジメント情報として、事業者の構築したバリューチェーンマネジメント体制の運用状況についての説明を求めており、そのために3種類の情報を報告事項に指定しています。それらは、「バリューチェーンの概要」「グリーン調達の方針、目標・実績」「環境配慮製品・サービスの状況」です。

- 278 ✓ バリューチェーンの概要は、環境報告の読者がバリューチェーン全体を見渡して事業の流れを理解するのを助け、バリューチェーン川上での中心的な取組であるグリーン調達に関する情報と川下に向けた取組である環境配慮製品・サービスの状況は、事業者がバリューチェーンの川上と川下でバリューチェーンマネジメント体制をどのように構築・運用しているのかを伝えるのに役立ちます。

## 282 報告事項

### 283 ① バリューチェーンの概要

- 284 ✓ バリューチェーンの概要を伝える上で、バリューチェーンマップの作成が有効です。もちろん、記述的にバ

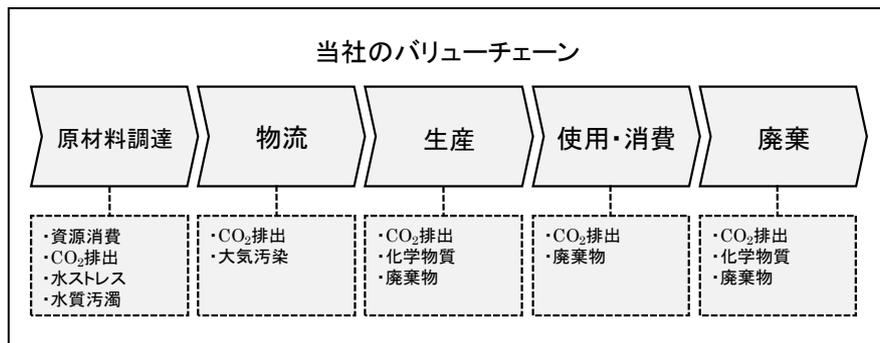
285 リューチェーンを説明することも可能ですが、膨大で複雑なネットワークから構成されるバリューチェーン  
 286 の全体像を明らかにするためには、バリューチェーンマップのような視覚的な情報の方が読者に直感的な理  
 287 解を促す点で優れています。バリューチェーンマップを作成する際は、バリューチェーンを活動別または経  
 288 済主体別に構成して図示します。

289 ✓ 複数のバリューチェーンを有する事業者で、それらすべてについての説明が困難な場合は、生産する製品・  
 290 サービスから主なものをひとつ選び、そのバリューチェーンについて説明します。同じ製品・サービスであ  
 291 っても、季節や経済状況によってバリューチェーンが変化するような場合は、年間を通してもっとも頻繁に  
 292 使われるバリューチェーンについて説明します。

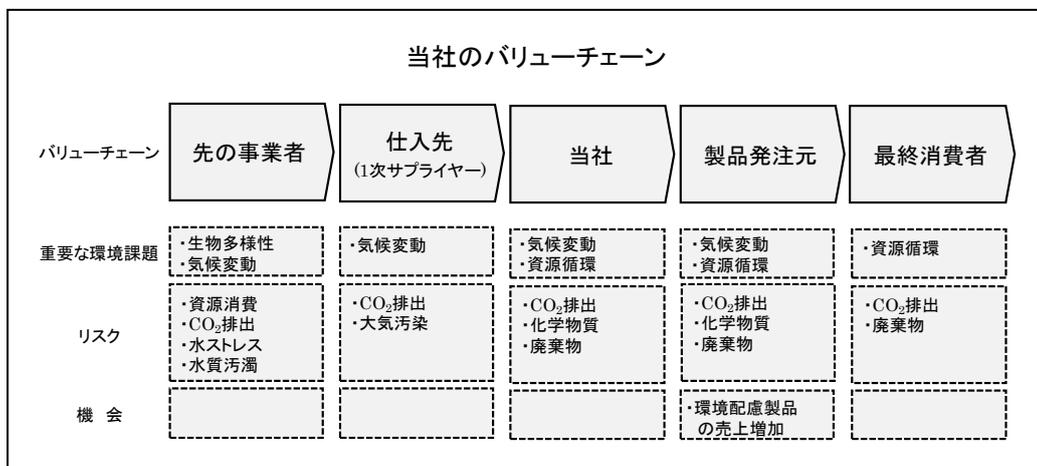
293 ✓ バリューチェーンマップには、重要な環境課題、付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する  
 294 取組内容等を、バリューチェーンの段階別に付記します。

295 ✓ バリューチェーンマップを作成せずに、記述的な説明方法を採用する場合は、バリューチェーンの各段階と  
 296 重要な環境課題や付帯するリスク・機会の発生場所が明確になるように説明します。

297 開示例 A (活動別のバリューチェーンマップ)



298 開示例 B (経済主体別のバリューチェーンマップ)



## 300 ② グリーン調達の方針、目標・実績

301 ✓ グリーン調達の方針、目標・実績について具体的に説明します（グリーン調達の詳細については解説書を参  
302 照してください）。グリーン調達が CSR 調達の一環として実施されている場合は、その CSR 調達もグリー  
303 ン調達に含めます。

304 ✓ グリーン調達の方針では、適用するサプライヤーの範囲（1次サプライヤーまでとか、そこから先まで含む  
305 場合はその範囲を具体的に）、グリーン調達の対象物品・サービスの範囲（全調達額に占める割合など）、グ  
306 リーン調達の履行状況を点検する手段（サプライヤーの監査、サプライヤーへの質問票など）、グリーン調  
307 達の適用範囲拡大に関する将来計画等によって、グリーン調達の運用状況を具体的に説明します。

308 ✓ バリューチェーン川下（得意先）から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められて  
309 いる場合は、それらへの対応方針や対応状況についても、グリーン調達の方針として説明します。

310 ✓ 目標・実績では、グリーン調達を推進するために設定された評価指標による目標（たとえば、適用するサブ  
311 ライヤーの範囲、対象物品・サービスの範囲、監査を実施するサプライヤーの範囲、質問票を送達するサブ  
312 ライヤーの範囲など）と実績（目標の達成状況）について説明します。この評価指標は必ずしも定量的であ  
313 る必要はありません。

314 ✓ とくに目標を設定しない場合は、グリーン調達の方針がどのように達成されたかを具体的に示して、グリー  
315 ン調達の運用実績を説明します。

## 316 開示例 A（グリーン調達を実施しているケース）

- ・当社は1次サプライヤーから仕入れる原材料とオフィス製品のすべてを CSR 調達の対象としており、当社  
が制定した CSR 調達基準の遵守を契約条件に含めています。なお、2次サプライヤー以降での CSR 調達  
基準の遵守は1次サプライヤーに確認を求めており、CSR 調達基準の遵守状況については1次サプライヤ  
ーへの定期的な監査を実施しています。
- ・得意先から紛争鉱物に関連した調達基準の遵守を求められており、適切に対応しています。

## 317 開示例 B（グリーン調達は実施していないが、川上向けに他の取組があるケース）

- ・当社はビジネスパートナーと連携してサプライチェーンでの環境負荷低減に取り組んでおり、定期的な連  
絡協議会の開催と日常的な情報交換によって、サプライチェーンでの環境マネジメントを強化しています。

319 ③ 環境配慮製品・サービスの状況

320 ✓ 環境配慮製品や環境負荷の削減・低減に役立つサービスを提供している場合は、それらの内容（製品・サー  
321 ビスの種類、売上高に占める割合など）について具体的に説明します（環境配慮製品・サービスの詳細につ  
322 いては解説書を参照してください）。

323 ✓ 環境配慮製品・サービスによる削減貢献量（環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量）  
324 を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的  
325 に記述します。

326 開示例 A（環境配慮製品・サービスを供給している場合）

・当社は、環境配慮製品の認定基準を策定して、省資源化、減量化、低炭素化に優れた製品を開発・供給し  
ています。なお、環境配慮製品の売上高構成比を 2025 年に 60%まで増強することを目標にしています。  
・製品 A の低炭素化設計による温室効果ガス削減貢献量は、昨年度実績で〇〇 tCO<sub>2</sub>であり、算定にあつ  
ては業界が定めた算定ガイドラインを適用しています。

・当社製品は包装材に環境に配慮した使用法を例示しており、お客様からもアイデアを募集するキャンペ  
ーンを定期的実施しています。

327 開示例 B（環境配慮製品・サービスは供給していないが、川下向けに他の取組がある場合）

328  
329 先進的な事例 A 先進的な事例 B・C

① バリューチェーンマップ



② グリーン調達

③ 環境配慮製品等

330 (7) 長期ビジョン  
331  
332 (作成中)  
333

334 (8) 戦略  
335  
336 (作成中)  
337

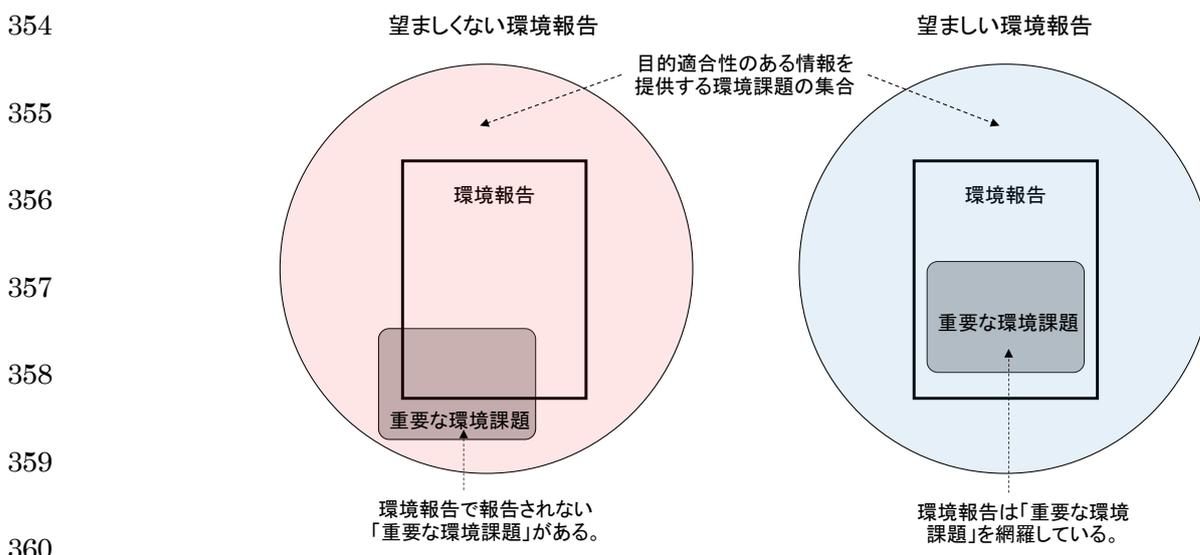
338 (9) 重要な環境課題の特定方法

339 重要な環境課題の特定

- 340 ✓ ガイドラインは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題ごとに、それらへの対応にどのよ  
341 うに取り組み、どのような成果を得たのかについて、実績評価指標を含む6つの報告事項の開示を求めています  
342 ます（「10 事業者の重要な環境課題」を参照）。
- 343 ✓ これは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を、ステークホルダーに正しく理解しても  
344 らう上で不可欠な情報であり、その目的が十分に果されるように、事業者は重要な環境課題のすべてを漏れ  
345 なく特定して、それらを報告対象としなければなりません。

346 マテリアリティ判断

- 347 ✓ 事業者は、直面する環境課題の中から重要な環境課題を特定する際に、1) 重要性の意味をどのように捉え  
348 るのか、2) それをどのような手順で判断するのか、を自らの責任で決める必要があります。これは一般に  
349 「マテリアリティ（重要性）」判断といわれる行為です。
- 350 ✓ 財務報告などの他の企業報告でも同じですが、環境報告で開示する情報は、少なくとも「ステークホルダー  
351 の利用目的にとって役に立つ（目的適合性）」という特性を備えていなければなりません。これは、環境報  
352 告で報告対象とする環境課題が、少なくとも目的適合性のある情報を提供するものでなければならない、と  
353 という意味です。しかし、目的適合性のある情報がすべて開示されるわけではありません。



- 361 ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題をリストアップしたら、それらの中から、事業活動が直接的・間  
362 接的に環境に与える影響を正しく伝えるという環境報告の目的を達成する上で、欠くことのできない環境課  
363 題を選択し、それらを「重要な環境課題」として位置付けます。

- 364 ✓ これらの「重要な環境課題」はすべて環境報告で報告することが求められます。
- 365 ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題としてリストアップされたものの、「重要な環境課題」として特  
366 定されなかった課題を環境報告に含めるかどうかは、事業者が自らの裁量で決めることです。しかし、「重  
367 要な環境課題」が網羅された環境報告に、そうでない環境課題の情報が混じることで、環境報告の目的を損  
368 なうおそれがある場合には、重要性に乏しい環境課題まで報告しないことも、選択肢の1つです。
- 369 ✓ 重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダー  
370 が環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。これには、環境報告を投資行動に利  
371 用する機関投資家が、気候変動関連情報が十分に報告されているか否かで、投資判断を変えるような場合が  
372 該当します。たとえば、事業活動で大量に温室効果ガスを排出するような産業で、そのリスク認識や対策に  
373 関する記述が乏しい環境報告では、投資リスクの評価が適切に実施できず、そうした情報を適切に開示する  
374 環境報告の場合と比較して、報告主体である事業者が投資対象に選択される可能性は低くなります。
- 375 ✓ しかし、ある環境課題が「重要な環境課題」に該当するか否かは、きわめて状況に依存しており、事業活動  
376 の態様、環境課題の内容や規模、ステークホルダーの情報ニーズなど、環境報告の背景要因によって著しく  
377 変化するので、あらかじめ一般化・定型化することが困難です（詳細は解説書「重要な環境課題の特定方法」  
378 を参照のこと）。
- 379 ✓ そのため、ガイドラインは、環境課題に関するマテリアリティ判断を、その背景要因に一番精通しているは  
380 ずの事業者に専ら委ねており、その判断を尊重しています。

## 381 特定方法の開示

- 382 ✓ 環境課題のマテリアリティ判断が事業者によって行われる場合、環境報告の背景要因に精通する事業者と、  
383 そうした情報をほとんど持たないステークホルダーの間には、情報の質と量の両面で大きな格差が生じます。
- 384 ✓ この情報格差を利用して事業者が恣意的にマテリアリティ判断を行ったり、事業者の判断に疑念を抱くステ  
385ークホルダーが環境報告を信頼しなかったりして、環境報告の有用性が損なわれるような事態が起こらない  
386 ように、ガイドラインは、事業者に対して、重要な環境課題の特定方法、つまりマテリアリティ判断をどの  
387 ように行ったかについて、次の4つの報告事項による情報開示を求めています。
- 388 ✓ これらは、マテリアリティ判断の実施手順、判断結果、判断基準、マテリアリティ判断の対象とした事業活  
389 動の範囲（バウンダリー）に関する情報から構成されており、事業者のマテリアリティ判断が妥当であった  
390 かどうかは、これらの情報に基づいて、最終的にステークホルダーが検証することになります。

## 391 報告事項

- 392 ✓ 次の①から④は、事業者が重要な環境課題を特定する際に、適切にマテリアリティ判断を行ったことを説明  
393 し、その妥当性をステークホルダーが検証できるようにする上で、欠くことのできない報告事項です。

394 ✓ どのようなマテリアリティ判断が妥当なのか、また、それをどのように実施すればよいのかは、事業者が自  
395 らの責任において決定する事項であり、ガイドラインはとくに言及していません。しかし、ガイドラインの  
396 付属文書として、重要な環境課題の特定方法に関する解説書が公表されており、その中で、実務上、一般に  
397 公正妥当と見なされている特定方法等について説明していますので、詳細はその解説書を参照して下さい。

398 ① 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順）

399 ✓ 事業者が、重要な環境課題をどのようなプロセスで特定したのか、について、具体的にわかりやすく説明し  
400 ます。場合によっては図示などの方法を採用入れることも有効です。

401 ✓ 重要な環境課題の特定は、事業者が組織として実施する行為であり、その最終的な責任は事業者のガバナン  
402 ス主体（取締役会）にあります。この責任が適切に果たされるように、重要な環境課題の特定に関する実施  
403 手順は環境報告の最高責任者が決定し、最終的にガバナンス主体で承認されることが望まれます。

404 ✓ また、実施手順に含めることが望ましいプロセスに、ステークホルダーエンゲージメントの活用があります。  
405 これは、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築くことが、適切なマテ  
406 リアリティ判断を行う上できわめて有効だからです。そのために、いずれかのステークホルダーエンゲージ  
407 メント手法を実施手順に組み込むことが望まれます。

- ・重要な環境課題の特定にあたって、まずは国際的な基準・ガイドラインや実務の動向を参考に、持続可能な社会への移行に向けて一般に重要であると考えられる環境課題を、当社の重要な環境課題の候補としてリストアップしています。
- ・次に、当社の環境マネジメントに関する HP へのアクセス状況、外部有識者へのヒアリング、ステークホルダーダイアログ等のステークホルダーエンゲージメントの分析結果から、リストアップした環境課題をステークホルダーの関心度に応じて重み付けしています。
- ・さらに、当社の持続性戦略と環境マネジメントに関連する社内部署の担当責任者を招集し、その重み付けされた環境課題について、持続可能性への影響度の大きさを基準に、対応の優先順位付けを行っています。優先順位が高いと評価された環境課題は、すべて重要な環境課題として特定しています。
- ・特定結果は、その妥当性を CSR 委員会で確認し、取締役会への報告事項としています。

重要な環境課題の特定プロセス



409 ② 特定した重要な環境課題のリスト（判断結果）

- 410 ✓ 実施手順を適切に運用して特定した重要な環境課題を一覧表示します。それらを図示したり、レイアウトを  
411 工夫したりして、特定された重要な環境課題の全体像をわかりやすく示して下さい。

412 開示例

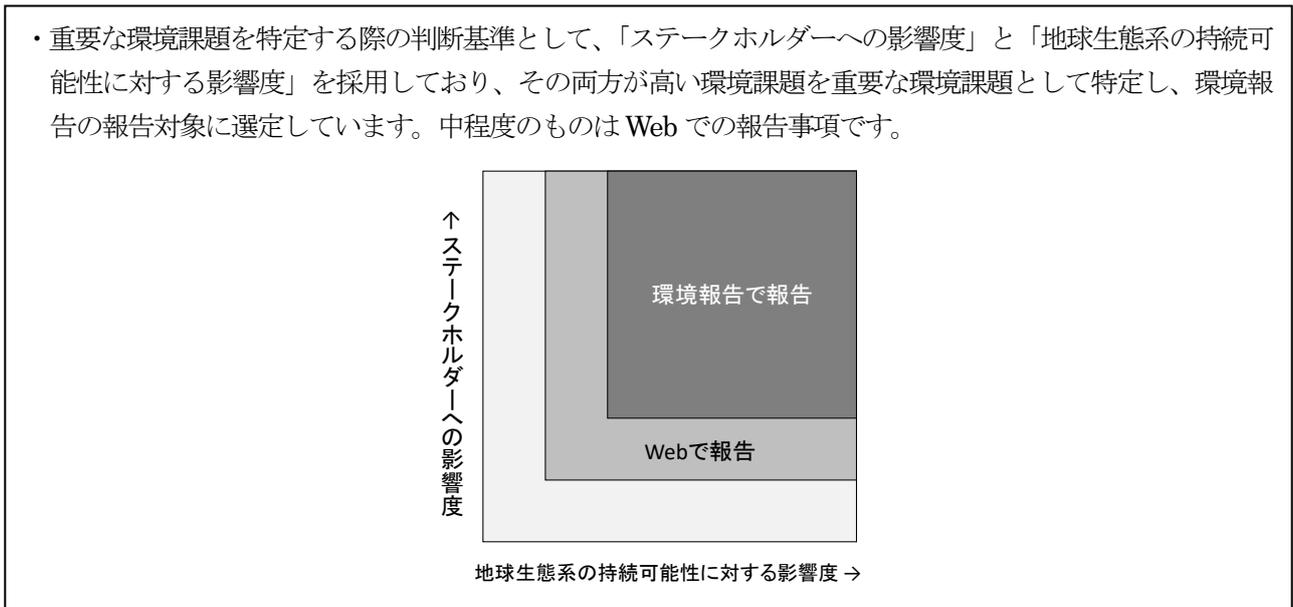
- ・特定された当社の重要な環境課題は以下の通りです。
  - (1) 気候変動、(2) 水資源、(3) 生物多様性、(4) 資源循環、(5) 化学物質、(6) 環境法令の遵守
  - (7) 大気保全、(8) 水質汚濁、(9) 土壌汚染

413 ③ 特定した環境課題を重要であると判断した理由（判断基準）

- 414 ✓ 環境課題の重み付けや優先順位付けに際して、マテリアリティ判断をどのような基準に基づいて行い、重要  
415 な環境課題（環境報告で報告するもの）とそうでない環境課題（環境報告で報告しないもの）を識別したの  
416 かを説明します。

- 417 ✓ この場合の判断基準についても、事業者が自ら設定するものなので、ガイドラインは何も言及していません。  
 418 ちなみに、GRI スタンダードでは、課題が「持続可能性に与える影響度」と「ステークホルダーの評価や意思決定に与える影響度」の2軸で、その優先順位付けを行っています（詳細は解説書を参照）。このような  
 419 場合には、二次元座標面に課題をマッピングするなど、ビジュアルな方法を併用する方が、よりわかりやす  
 420 い説明になります。  
 421

422 開示例



423 ④ 重要な環境課題のバウンダリー（バウンダリー）

- 424 ✓ 重要な環境課題とは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、事業者自らの判断  
 425 に基づいて、重要性の高さを基準に特定した環境課題であり、その特定に際して考慮すべき事業活動の範囲  
 426 は、バリューチェーン全体に拡大する可能性があります。

- 427 ✓ そのために、ガイドラインでは、重要な環境課題を特定する際に考慮したバウンダリーについて説明すること  
 428 を求めており、それを次の 1)・2)の観点から説明します。

429 1) 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか

- 430 ✓ 事業活動の環境への影響を考慮した範囲が、自社の事業エリア（直接的影響）、バリューチェーンの上流ま  
 431 たは下流（直接的影響+間接的影響の一部）、バリューチェーン全体（直接的影響+間接的影響）のいずれ  
 432 であるかわかるように説明します。

433 2) 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

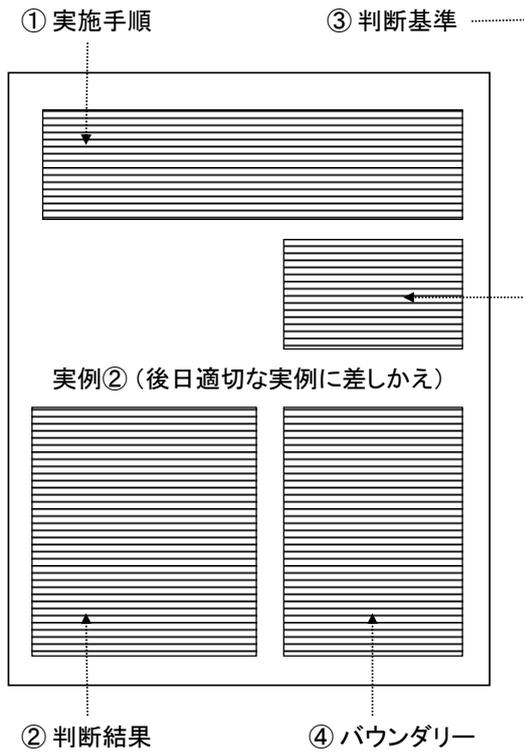
434 ✓ とくに、自社の事業エリア以外のバリューチェーン上で発生する重要な環境課題がある場合は、その発生原因となる事業活動やサプライヤーとの取引関係について説明します。

436 開示例

- ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーは、原則として、報告対象組織のバリューチェーン全体です。
- ・水資源に関しては、水ストレスの大きい国で生産するサプライヤーをバウンダリーに含めていますが、販売製品の使用・廃棄段階はリスクが低いと見なされるために含めていません。
- ・生物多様性に関しては、一部の子会社について、バウンダリーが当該子会社単体の事業エリアに留まっており、そのバリューチェーンへの拡大は今後の課題になっています。

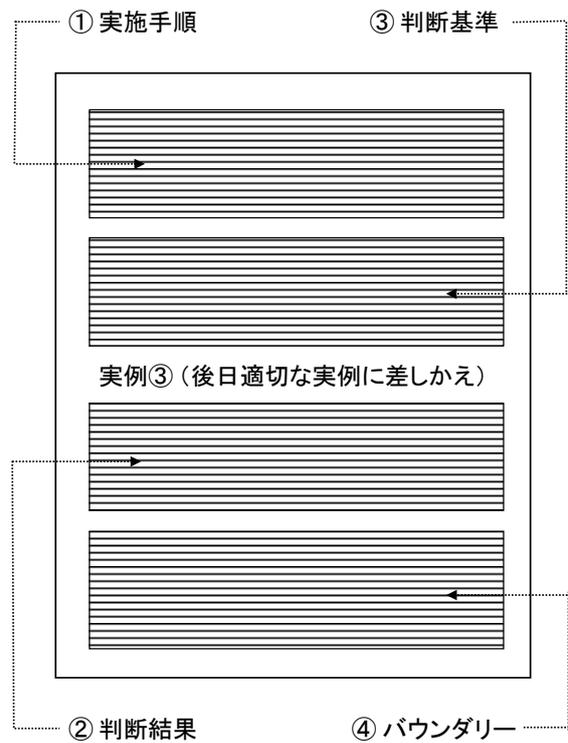
437

438 参考になる実例 A



439

参考になる実例 B



440

441

442 (10) 事業者の重要な環境課題  
443  
444 (作成中)  
445